

## 相談室だより 2003年5月号



### -身体障害者手帳について-

患者様からの御相談の中で多い質問のひとつに『身体障害者手帳について』があります。特に本院は心臓疾患の患者様が多いため、心臓が悪いと身体障害者になると聞いている、との御質問を受けることがかなりあります。

そこで、今回は身体障害者手帳について、申請の方法について、手帳があるとどのような制度を利用できるのかについて御説明させていただきます。

### (身体障害者手帳とは)

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた様々な制度や福祉施策を利用するために必要な『赤い手帳』のことです。一定の障害を有する方に対して、申請により交付されます。この手帳が交付されていないと身体障害者福祉法に基づく制度は受けられません。障害の程度によって1級から6級までに区分されます。

### (どのような障害が該当するか)

病気やけがなどにより、次のような障害が永続的に残ると判断された場合、該当になります。永続的ということは、その障害が今後もずっと残ると判断されることです。ですから、たとえば心臓の大手術をした場合でも、その手術により完治してしまえば、身体障害者に該当しないこともあります。(心臓の手術の中で、ペースメーカー植え込み術、弁置換術を実施した方は、該当になります。)

- \* 上肢、下肢、体幹機能に障害のある方
- \* 視覚に障害のある方
- \* 聴覚または平衡機能に障害のある方
- \* 音声機能、言語機能またはそしゃく機能に障害のある方
- \* 心臓機能に障害のある方
- \* 腎臓機能に障害のある方
- \* 呼吸器機能に障害のある方
- \* 膀胱もしくは直腸機能に障害のある方
- \* 小腸機能に障害のある方
- \* 免疫機能に障害のある方

これらの障害が該当になります。

(手続きについて:申請方法は)

- \* 申請窓口は市町村役場の福祉担当の課に提出し、市町村から県(障害政策課)に送られ判定されます。
- \* 申請には次のものが必要になります。  
知事の指定を受けた医師の診断書、意見書  
本人の写真(スナップ写真を切り抜いてもよい)  
印鑑
- \* 申請から手帳交付まで1ヶ月半から2ヶ月かかります

(主な身体障害者福祉制度)

障害の等級、内容によって、福祉サービスが受けられます。又、地区によって行っていないサービスもあります。

例えばどんなサービスがあるか

- \* 税金の控除:所得税 市町村民税 県民税 自動車税 自動車取得税等
- \* 運賃の割引:バス半額 タクシー1割引 高速道路利用料金の減額等
- \* 重度心身障害者医療費の助成  
身体障害者の1、2級の方(地域によっては3級から)が対象で医療費が無料になります。

以上、簡単に身体障害者手帳について御説明させていただきました。もっと詳しくお知りになりたい方は、いつでも病院のソーシャルワーカーに、お声をかけて下さい。

又、福祉制度は難しい、よくわからない。( )の制度について知りたい等の御希望がありましたら御連絡下さい。直接お答えすることもできますし、このような『相談室便り』でこれからも福祉制度について御説明していきたいと思っています。



北関東循環器病院 医療相談室